

第26回定通部定期大会

2015年7月18日(土)10:30~12:30 高教組会館

7月18日(土)10時半より、高教組会館にて「定通部第26回定期大会」が出席9分会(10人)、委任状1分会開催されました。

昨年度のとりくみ総括の中で、「1月に突然県教委から提案された、『教科書、夜食費補助の削減』に対して、高教組が中心となり、分会の声を集め、県教委と交渉をした結果、県の提案を事実上撤回させたことが、組合の存在価値を示した大きな成果であった。」ということを確認しました。また、高校無償化が廃止され、就学支援金、奨学給付金の新制度に変わったことによる各校の状況や現場の混乱などの議論も行いました。

今年度の方針としては、定通部の県教委交渉を見据えて、クラス減への対応、SSWやSCの定通校への拡大、キャリアサポートスタッフの配置、施設の充実、正規職員の増員、20人以下学級実現などを決定し、県教委に要求書を提出することを決めました。

最後に各校の職場の状況報告を行い終了しました。また、午後1時から、中川バス停付近で「アベ政治を許さない」の一斉行動も行いました。

2015年度

長崎高教組定通部

役員

部長 濱本功二(佐中夜)

副部長 山本朋子(佐中通)

副部長 烏山隆弘(鳴滝夜)

全教定通部常任

濱本功二(佐中夜)

講師

今年度もSSWrのお二人
にお願いしました



松野尾千津子さん



木村和子さん

県教研「定通部分科会」

テーマ「社会と学校をつなぐ」 17人が参加

(1) スクールソーシャルワーカー(SSWr)学習会

学習会前半は、県立学校に初めてSSWrが導入されて1年が経ち、新たに中高一貫校3校にSSWrが配置されたことを受けて、4年連続でSSWrの学習会を開催しました。講師は、昨年引き続き松野尾千津子さん(鳴滝高校SSWr)と3回目の講師を引き受けてくださった木村和子さん(長崎東中・高SSWr)にお願いしました。

① 「SSWrについて」松野尾千津子さん(鳴滝高校SSWr)

松野尾さんからは鳴滝高校での1年3ヶ月の実践例を交えながら、SSWrが学校現場で果たす役割について話していただきました。体が臭いと周りから言われている生徒、自殺未遂の生徒、生活保護をうまく受けられない家庭など、様々な事例を具体的に紹介していただき、SSWrの立場から家庭の問題点を探し、家庭と関係機関をつなぎ、家庭や生徒に「寄り添う」ことを心掛けていると話されました。

② 「長崎県のSSWの現況」木村和子さん(長崎東中・高SSWr)

木村さんには、子どもの貧困などSSW事業の背景、文科省が求めるSSWrの活用法、ソーシャルワークの専門性を学校現場に生かす方法などを話していただき、県内の配置現状、SSWの勤務形態や勤務条件などの問題点も報告していただきました。

今後社会福祉士の資格をもったソーシャルワーカーが学校現場で活躍するためには、勤務条件の改善が早急に必要であると感じました。終了後参加者からの質問や相談も相次ぎ、大変充実した学習会となりました。

(2) レポート報告

① 「自己肯定感を育む生徒会指導」～新入生歓迎行事～

(鳴滝夜間・烏山隆弘)



「アベ政治を許さない」
一斉行動

烏山さんは鳴滝高校夜間部で生徒会主任を務めている。不安を感じながら入学した新入生の不安と緊張を軽減するために、鳴滝高校夜間部では「歓迎集会」「部編成」「歓迎レクレーション」などの歓迎行事を工夫しながら毎年行っている。それぞれの行事の意義や工夫には専門家が研究した裏付けがあり、高校生活を順調にスタートさせるために歓迎行事が果たす役割が大きいことを報告した。また、行事において音楽を活用すること、音楽に画像を同期させて作るフォトムービーは、より大きな教育効果が期待できると語った。

最後に、今年度制作の「新入生歓迎集会」用のフォトムービーを全員鑑賞し、参加者から、ムービー完成度の高さに感動の声があがった。

② 「LHR でのとりくみ」

(鳴滝夜間 川内 裕之)

鳴滝高校夜間部で担任として LHR でとりくんだ内容の報告。

1) 「生徒会とは何か？」

生徒の中には生徒会活動について無関心な生徒もいる。そこで、LHR において、新聞の投稿記事を読ませ、生徒会がなくなるとどうなるか、生徒会活動で何ができるか、自分自身が生徒会活動を知ろうとしているだろうかなど考えさせた実践。



第 26 回定通部定期大会

2) 「将来の職業を考える」

統計資料から求職に対して求人の多い職種や少ない職種を考えさせ、さらに高卒の離職率のグラフから、会社を辞めた理由などを考えさせた。このような作業を通して、仕事を見つけるにあたって気をつけるポイントは何かを考えさせた実践。

③ 「鳴滝高校夜間部における労働法教育について」

～働くルールを学び、学校と仕事の両立をめざす～

(元鳴滝夜間・現長崎工 今泉 宏)



県教研「定通部分科会」

多くの生徒がアルバイトをしたり、就職を希望している定時制高校においても労働法を知らない生徒は多い。そこで前年度に続き、総合的な学習の時間を使っての労働法教育をすべての学年に行った実践。アルバイト募集の求人広告や店長とアルバイト希望者のロールプレイを見て、問題点を考えさせた。その後、憲法や法律でどのように定められているかを具体的に説明した。労働法を教えることこそ高教組組合員の

務め、生徒だけでなく未組合の先生方にも聞いてもらい組合の意義を知ってもらう機会ともとらえていると語った。

編集後記

SSWについては、4年連続の学習会を開催することができました。今回は定通部以外の分会にも案内したところ、島原農、小浜やスクールカウンセラーをされている方、未組合員の参加もありました。SSWRのお二人からも「先生方がSSW事業について理解を深められ、年々質問のレベルが高くなっている」という言葉もいただきました。毎回協力していただいている、松野尾さん、木村さんに心より感謝申し上げます。

今年は定通部の県教委交渉もありますので、SSWの定通制の学校への配置拡大と派遣の拡大も交渉事項として進めていきたいと考えています。